

平成 26 年 9 月 22 日

加西市議会議長 森元 清蔵 様

議会運営委員長 森田 博美

議会運営委員会視察報告書

下記のとおり視察を実施いたしましたので報告いたします。

記

- ◇日 程 平成 26 年 8 月 19 日 (火) ～20 (水)
- ◇視察先 愛知県犬山市議会・三重県四日市市議会・三重県伊賀市議会
- ◇目 的 議会改革の先進的な取り組みを視察し、議会基本条例の検証並びに議会運営や議会活動の改善の参考とするため
- ◇参加者 森田博美・土本昌幸・井上芳弘・植田通孝・中右憲利・三宅利弘、森元清蔵（議長）
後藤光彦（議会事務局）

1. はじめに

本市議会は平成 22 年 6 月に議会基本条例を制定し、議会の情報公開、住民参加、議会運営の効率化や議会活動の活性化を目的に、インターネットによる中継、陳情者等への発言機会の付与、一問一答方式の導入、議会報告会の開催などを実施して議会改革に取り組んできた。

しかしながら、条例制定から 4 年が経過し、行き詰った事項、改善が必要な事項、未実施の事項があることから、このたび条例全体の検証を実施することとした。

条例の検証を行うことで見えてくる議会運営や議会活動の現状に対し、今後の改善の方向性の一助とするために、議会改革の先進地である市議会の視察に取り組んだ。

《議会改革度ランキング》	日経グローバル	早稲田大学マニフェスト研究所
犬山市	25 位	16 位
四日市市	1 位	2 位
伊賀市	6 位	12 位
加西市	12 位	31 位

2. 犬山市議会の取り組み（議員定数：20 人口：74,881人）

- ・視察日時 8月19日(火) 10:30~12:00
- ・対 応 小林副議長、柴山議運委員長、水野議運副委員長、吉田議運委員
議会事務局（粥川総括主査）

《主な視察項目》議会改革について

犬山市議会は、情報公開の取り組みが進んでおり、本会議を初めとする全ての会議の中継、全ての会議録の公開、政務活動費や議長交際費の公開、また市民との意見交換、議員間討議などの取り組みについて、説明及び質疑応答により理解を深めた。

- ・政務活動費（政務調査費）や議長交際費の使途を詳細にホームページで公表している。
- ・本会議や委員会のほか、地方自治法の規定による協議等の場と規定した全員協議会の会議録もホームページで公開している。
- ・議会中継はユーストリームにより中継している。この中継方式のメリットは初期経費や維持管理費が業者委託よりも安価であること、録画映像もすぐに見ることができることである。デメリットは映像の編集をしないため視聴したい内容に行きつくのに時間がかかることである。
- ・本会議、委員会、全員協議会などの正式な会議のほか、常任委員会の視察報告会などもユーストリームで中継している。
- ・フェイスブックを利用しての情報発信を試行運用中である。政策提案をするにあたりフェイスブックによるパブリックコメントの実施を試行した。
- ・正副議長の選出に立候補制を導入している。本会議を休憩し全員協議会を開催して所信表明演説を実施している。全員協議会では中継している会議なので所信表明演説も中継され公開されている。
- ・全員協議会を定期開催とし、月に1回以上は開催している。行政からの報告をもらうほか、市政に関する重要な政策及び課題について全議員で意見交換や討議を行っている。
- ・議員間討議は、定例会では本会議の質疑のあと休会中の1日を全員協議会を開催し議員間討議を実施し、その後に委員会付託を行っている。委員会では質疑、討議、討論の順で行っている。
- ・議会報告会は実施していない。基本条例制定前に色々な形を試した結果、ホームページや議会広報により情報公開は進んでいること、市民との意見交換を重視することということで実施しないこととした。
- ・市民との意見交換会は、第1部を講演会とし、第2部で常任委員会ごとの分科会で意見交換を実施。講演会を開催することで多くの市民の参加があり、その後の意見交換会は絶対参加ではないものの多くの市民が参加している。
- ・常任委員会ごとに年1回、関連団体との懇談会を実施している。
- ・オープン議長室は、正副議長が毎週月曜日の午後に議長室で市民からの議会の仕組みや市政全般についての相談や要望に応えるというもの。電話予約が必要。

3. 四日市市議会の取り組み（議員定数：36 人口：312,686人）

- ・視察日時 8月19日(火) 14:30~16:30
- ・対 応 中森議長、議会事務局（清水議事課長、後藤主幹）

《主な視察項目》議会改革について

四日市市議会は、議会改革度ランキングでトップの位置にあり、情報公開度、住民参加度、議会の機能強化度のいずれもが本市議会を上回っており、議会改革の最先端を行く市議会である。通年議会の実施は有名であり、議員政策研究会や議員間討議による政策提言等の実施、議会報告会及びシティ・ミーティングの開催などの取り組みについて、説明及び質疑応答により理解を深めた。

- ・通年議会は5月中旬から翌年4月末までを会期とし1年を通して議会を開会する。6月、9月、11月、2月に「定例会議会」（これまでの定例会）を開いている。定例会議会以外に緊急に必要が生じた際には「緊急議会」（これまでの臨時会）を開いている。通年議会の開催イメージは次のとおり。



- ・議員政策研究会は、市政に関する課題に対し共通認識の醸成をはかり、政策立案機能の向上を目指し全議員による意見交換を行う。毎年6月にテーマを挙げ、それに対して分科会を設置し討議していく。分科会での調査の結果は調査研究報告書を提出している。また議員討議の結果、意見集約がなされ市長等に対して政策提言を行ったものが2件ある。この政策提言では専門的知見を活用したものがある。
- ・議員提案による政策条例の制定や改正は10件である。行政が実施しない隙間を条例を制定して市民の声を行政に反映させている。
- ・議員提案条例については、パブリックコメントを実施している。
- ・本会議での議員間討議は検討中。委員会では意見が出つくした後に委員長が委員に投げかけている。討議をするには委員長の技量が重要。
- ・反問権は、質問趣旨の確認にとどまらず、議員の考え方や対案の提示を求める反論も含む。反問の際の議長や委員長の許可は取っていない。
- ・文書質問は、議会期間中を除き行うことができる。質問内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とする。執行部は2週間以内に回答する。答弁書は全議員に配付しホームページでも公開する。
- ・傍聴に際し、傍聴者名簿への住所氏名の記載は廃止し、先着順での傍聴券の配付としている。
- ・市議会モニター制度は、24の地区市民センターの推薦の市民、四日市大学の推薦の大学生、一般公募の市民の約50名により、議会を可能な範囲で視聴または傍聴して意見や提言を文書で提出してもらうもの。任期は1年で無報酬。年に1度、議員との意見交換会を行う。
- ・各定例会議会における重要な議案（市民サービスに大きな変化をもたらすような条例改正や事業）について、各定例会議会の委員会での審査が行われる前に、ホームページにおいて市

民に情報提供を行い意見を聴取する取り組みを平成 26 年 8 月から開始する。

- ・議会報告会は、第 1 部で議会の報告を、第 2 部で市民との意見交換会としてシティ・ミーティングを実施している。4 つの常任委員会毎で各定例月議会毎に年 4 回開催している。シティ・ミーティングのテーマは各委員会で決定する。統一見解と個人的意見を言うことができ、報告会冒頭で司会が予め言うておく。

4. 伊賀市議会の取り組み (議員定数：24 人口：96,140 人)

- ・視察日時 8 月 20 日(水) 10:30~12:00
- ・対 応 議会事務局(川口議事課長、東主任)

《主な視察項目》議会改革について

伊賀市議会は、全国でも早い平成 19 年 2 月に議会基本条例を制定し、本市議会が議会基本条例を制定するにあたり視察した先進市議会である。このたびは、平成 25 年度において実施した基本条例の検証、議会報告会、政策討論会、出前講座などの取り組みについて、説明及び質疑応答により理解を深めた。

- ・議会報告会は、1 班 4 人編成の 6 班で小学校区単位を基本設置されている 38 の住民自治協議会を単位として年 1 回以上開催している。当初は議会報告が主であったが平成 23 年度からは地元から出されたテーマについて意見交換を行うようになった。2 月頃に各自治協議会に日程とテーマの希望を聞いて決めている。定例会閉会後の 1 ヶ月以内に実施している。議員個人の意見を述べる時もある。
- ・政策討論会は、必ずしも政策提言に至るものではない。各議員が建前でなく本音を積極的に意見交換することを目的にしているため。また会議録の作成も行っていない。
- ・出前講座は、市民や団体からの要請に応じ、議会の審議経過等を説明や懇談会を催すもの。対応は所管する委員会が行う。商工会議所、福祉団体、自治協議会等の各種団体で実施し、あるテーマについての懇談会や意見交換会が多い。
- ・反問権は、反論は認ていないが、「代替案を示してください」という反問は出来る。
- ・議決すべき事件は、具体的な計画名等を列挙せず、計画期間が 5 年以上のものは全て対象としている。
- ・議員間討議は、事例はあまりなく、特に重要な案件の場合、質疑中に休憩し全員協議会等の場で議員討議を行い、その後再度、質疑を再開したことがある。
- ・検証は全委員協議会で意見を集約し、議会運営委員会で条文や項目を精査。約半年をかけて検証検討作業を行った。検証の結果、条例については 5 ヶ所の追加や修正を行った。また、検証の時期を一般選挙を経た任期開始後としているのは、議会基本条例が自治基本条例の具体化を目指して制定したという経緯があり、その自治基本条例が 4 年を目途に見直しを行うというサイクルに合わせている。かつ、検証した内容をもとに今後の議会の取り組みを行うことを想定しているため。

5. まとめに

今回の視察も昨年同様に強行日程となったが、議会改革においてトップクラスの市議会に直接出向き話を聞くことができ、その先進的な取り組みは参考となることばかりであった。

情報を伝え、市民の声を吸い上げ、それを市政に反映させていくことが、議会の責務である。議会での審議や活動の内容を広く公開し、市民の意見を聞く多様な機会や手段を設け、議員間の活発な議論により議案の審議や行政の監視を行うとともに政策提言や政策的条例制定などが出来るような議会にならなければならない。

現在行っている議会基本条例の検証、そして検証結果に基づく議会の運営や活動における改善すべき具体的方策のヒントを得ることができたと考える。今回視察した先進的な取り組みを参考にさらに改革の歩みを進めて行きたい。